移送取扱所の桟橋で荷受中のタンカーからの軽油の漏洩

事象進展図

00414	移送取扱所の桟橋で荷受中のタンカーからの軽油の漏洩
発災年月日	2007年6月18日
装置	貯蔵タンク
運転状況	タンカー荷受中
特徴	タンカーの荷役責任者が軽油とガソリンの量を取り違えて作業指示したことによる漏洩事例

原　因	事象の進展・経緯	備　考
タンカーの荷役責任者が荷役数量を取り間違えて軽油500kℓ、ガソリン640kℓと勘違いして作業指示 【軽油をNo.3タンクに358kℓ積み込んだ後、タンクを容量182kℓのNo.1タンクに切り替えて受け入れ始めた】	12時57分　移送取扱所の桟橋で軽油640kℓの荷受中	軽油500kℓなら残が142kℓだからNO.1タンクに入る筈であった。実際には640kℓであるから残が282kℓで溢れることとなる。
	↓ タンクが満杯になりそうになったので陸側の担当者に連絡	
操油側に送油の停止の連絡が遅れた	軽油1ℓが海上に流出	ハッチから軽油500ℓが溢れ船の甲板に溜まり
	↓ 直ちに船長が緊急停止ボタンで送油を停止	
	↓ 公設消防に連絡	
	↓ 甲板の軽油はドラム缶に回収し、海上にはオイルフェンスを張って汚染の拡大を防止	
	↓ 13時58分　応急処置を完了	

再発防止策

①荷役責任者が勘違いして荷役管理ボードに記入し作業指示した。発注オーダーと荷役管理ボードの照合を確実に行う。
②当日緊急停止操作の遅れがあったが、切迫した状況が生じた時は緊急停止の操作を直ちに行う。
③船員教育や危険物を取り扱う者の資格取得させて意識、知識向上を図る。

安全専門家コメント

①事業所、荷受けのタンカーの業者の連携作業であるが、全体の責任者あるいは指揮者を決めて行わないと相互連絡ミスや勘違い防止などが起こりやすい。この場合は危険物の取り扱いや移送などの運転に慣れている事業所が責任者として確認しながら一連の作業を実施すべきであろう。
②海上汚染などを起こした場合、たとえタンカー側のミスであったとしても、法的な判断はともかく、事業所の桟橋および周辺で起きた事故は、事業所の事故として受け取られる。関連する連携作業は慎重に実施されるべきである。

引き金事象発生の原因

・受け入れ量の勘違い指示
・タンク容量をオーバーした軽油受け入れ
・オーバーフローしそうになった時に緊急停止をしなかった

事故の引き金事象

受け入れ量過大によるタンクハッチから軽油の溢れ

事故に関係した直接・間接要因

《人的要因》
タンカーの荷役責任者が軽油とガソリンの量を勘違いして作業指示した。
《人的要因》
船側の荷役責任者、陸側立会者、移送取扱所の操作員の相互共通認識が取れていなかった。
《管理・運営要因》
移送者側と荷受側(タンカー)の異業種間の情報交換、連携に不備があった。

移送取扱所の桟橋で荷受中のタンカーからの軽油の漏洩

添付資料・参考文献・キーワード	
参考資料（文献など）	消防

- 添付資料
- キーワード(＞同義語)
  - 貯蔵入出荷設備＞オフサイト設備
  - タンカー
  - 勘違い
  - 海上入出荷系
  - 異業種の連携作業
  - 荷受け
  - 陸上出荷
- 関連情報